

平成三十年七月十三日提出
質問第四四六号

民泊施設を避難所として活用することに関する質問主意書

提出者
初鹿明博

民泊施設を避難所として活用することに関する質問主意書

平成三十年七月豪雨により被災し、体育館等に避難している方々が、七月十三日正午時点で十五府県で約五千九百人います（消防庁情報）。

梅雨も明け、連日猛暑が続くため、冷房設備を応急設置したとありますが、プライバシーの確保ができない体育館のような空間で、長期にわたって避難生活を送ることは好ましくなく、旅館やホテル等の宿泊施設を避難所として借り上げ、早期に移動すべきだと考えます。

加えて、六月から法施行された民泊施設の活用も考えるべきで、その際、法で規制されている営業日数の百八十日に借り上げ期間を加えないことで、民泊業者が協力し易い環境を整えるべきだと考えます。

上記のように、民泊施設を避難所として活用することについて、政府の見解を伺います。

右質問する。